

ご協議いただきたいこと

- 基幹型臨床研修病院の移転等における指定の継続に関する考え方は、**平成24年8月22日医師臨床研修部会の申し合わせ事項を原則として引き継ぐこと**としてはどうか。

申し合わせ事項の概要

- 病院の同一性及び指定基準が満たされる場合に引き続き指定するものとする。
ただし、分割の場合、基幹型病院数は分割前の指定病院数を超えないこと。
 - ・ 移転等の前後について①規模、②機能、③開設者の異同、④移転等の範囲等を比較の上、総合的に勘案し、同一性が認められること。
 - ・ 移転等後の病院が指定基準を満たすこと。
- 募集定員は従前の旧病院を超えないものとする。



検討のイメージ

- 移転等において医療機能が変更される報告を受けた際は、**地域医療構想の調整会議や大阪府医療審議会での協議結果等を踏まえて協議**することとしてはどうか。
- 研修の質の観点から、病院の同一性を認めたとしても、**従前の定員を超えないこととするかどうか。**また、指定継続する場合であっても、例えばNICUやMFICU等の機能が追加される場合に産科及び小児科を、**開院初年度から自院で研修できるかどうか。**
- 医療法上は、病院の廃止の手続きをとらず、統合再編後に医療機関が新設される場合には、移転等に該当しないため、**原則、指定継続できない**方向で検討してはどうか。